

特別規則書

2024年JAF中部ダートトライアル選手権第1戦 2024年JMRC中部ダートトライアル選手権第1戦 いなべMSLダートトライアル

<公示>

本競技会は、一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という）の公認のもとに、FIAの国際モータースポーツ競技規則とその付則に準拠したJAFの国内競技規則とその細則、2024年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定、スピード競技開催規定、JMRC中部共通規則、JMRC中部ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定および本競技会特別規則書に従い準国内競技として開催される。

第1条 競技会の名称

2024年JAF中部ダートトライアル選手権第1戦
2024年JMRC中部ダートトライアル選手権第1戦
いなべMSLダートトライアル

第2条 競技種目

ダートトライアル

第3条 競技格式

準国内競技 公認番号2024-

第4条 開催日程

2024年9月15日（日）

第5条 開催場所

いなべモータースポーツランド 公認No.2024-II-2401 TEL 0594-48-3114
三重県いなべ市員弁町市之原160

第6条 オーガナイザーおよび所在地

モータースポーツクラブ門前 (M. S. C. MONZEN)

代表者：新木 正 TEL：0768-42-2025

所在地：〒927-2165 石川県輪島市門前町黒島町ロー100

共催：チームTガレージ(T.T.G)

代表者：寺田 伸 TEL：0562-48-4745

所在地：〒474-0052 愛知県大府市長草町車池16-229

オートショップ Tガレージ

第7条 大会役員

組織委員長	岩崎明夫
組織委員	新木 正
組織委員	嶽下宗男

第8条 競技主要役員

審査委員長	小杉兼一
審査委員	前川源秋
競技長	河西信之
副競技長	岩崎明夫
副競技長	奈良勇希
コース委員長	山崎利博

技術委員長	三宅 修
計時委員長	林 徳明
救急委員長	鈴木敏元
JMRC中部認定救急委員	三宅明彦
事務局長	嶽下宗男

第9条 参加車両

2024年JAF国内車両規則第3篇スピード車両規定に定めるスピードAE車両・スピードPN車両・スピードN車両・スピードSA車両・スピードSAX車両スピードB車両・スピードSC車両・スピードD車両に合致した車両とする。

第10条 クラス区分

2P：クラッチペダルを有さないAE・PN・N・SA・SAX・車両。但し、ディファレンシャルの変更、改造及び加工は許されない。

RWD：排気量によるクラス分けを行わず、後輪駆動のPN・N・SA・SAX・B・SC・D車両

PN1・S1500：気筒容積1500cc以下の2輪駆動のB車両（車両規定はS1500車両規定で運用する）、気筒容積1600cc以下の2輪駆動のPN車両、全てのAE車両。

PN2：気筒容積1600ccを超える2輪駆動（FF）のPN車両

N：排気量によるクラス区分を行わず、4輪駆動のN車両

S1：排気量によるクラス区分を行わず、2輪駆動のN・SA・SAX・SC車両。

S2：排気量によるクラス区分を行わない4輪駆動のSA・SAX・SC・D車両。

第11条 参加資格

- ① 競技運転者は競技に有効な運転免許証と当該年有効なJAF競技運転者許可証を所持していること。
- ② 競技運転者は競技に有効な死亡時500万円以上の損害保険またはJMRC共済に加入していること。

第12条 参加台数および参加人数

120台又は最大120名とする。

第13条 参加料

JAF/JMRC中部ダートトライアル選手権 16,000円
但し、
① JMRC中部加盟クラブの所属者 14,000円
② JMRC中部加盟者で満25歳以下（大会当日）8,000円
女性・学生 6,000円

第14条 参加申込期間

8月16日（木）～9月5日（木） 必着

第15条 参加申し込み先及び連絡先

現金書留にて参加申し込み書を同封し下記へ郵送する。

〒470-0331

愛知県豊田市平戸橋町永和8-32

FASC大会事務局 嶽下宗男

携帯：090-2685-2944 FAX：0565-42-4162

第16条 タイムスケジュール

ゲートオープン	6:30
公式受付	7:00～7:50
公式車検	7:10～8:00
慣熟歩行	7:15～8:20
ドライバーズブリーフィング	8:30～8:40
第1ヒート	9:00

第17条 スタート方式

ランニングスタートとする。

第18条 順位の決定

原則2ヒート走行しタイムの良い方を採用し順位を決定する。

第19条 賞典

- ① 各クラス1位～3位：JAFメダル（除くクロズド）
- ② 各クラス1位～6位：主催者賞
賞典は各クラス参加台数の25%を目安とする。
但し、最高6位までとする。

第18条 付則

- ① 本規則の適用は、参加申し込み受付と同時に有効になる。
- ② 本規則及び競技に関する諸規則の解釈に疑義が生じた場合は、審査委員会の決定を最終とする。
- ③ 本規則に記載されていない事項は、FIA国際モータースポーツ競技規則、国内競技規則、JMRC中部共通規則および、それらの付則に準拠する。
- ④ 競技会延期のため、参加者が出場できない場合、または中止の場合は手数料1000円を差し引いて参加料を返還する。但し、転変地変の場合はこの限りではない。
大会組織委員会